

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月10日（木） 14：00から16：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、畝田谷委員、藤澤委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、平山総務管理官、山瀬第二部次長、
佐々木事務室長、西川事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、1件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、1月17日（木）14：00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月16日（水） 14:00 から 15:30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、箕野委員、三浦委員、木脇委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、平山総務管理官、山瀬第二部次長、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、1月23日（水）14:00 から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月17日（木） 14:00 から 16:15
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、畝田谷委員、藤澤委員、島方委員、酒井委員
（中国四国管区行政評価局）平山総務管理官、山瀬第二部次長、
佐々木事務室長、西川事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、1件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、1月31日（木）14:00 から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月23日（水） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、箕野委員、三浦委員、木協委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、山瀬第二部次長、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、2件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、1月30日（水）14：00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会（第16回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月24日（木） 14：00から15：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、江口委員、木脇委員、
高面委員、酒井委員、島方委員、藤澤委員、三浦委員、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、山瀬第二部次長、佐々木事務室長、
西川事務室次長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）中国四国管区行政評価局長挨拶
 - （2）委員長挨拶
 - （3）部会の設置について
 - （4）年金記録確認申立書受付件数について
 - （5）申立案件の審議
 - （6）その他
5. 会議経過
 - （1）吉田局長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

当委員会は、昨年7月にスタートした。11月には委員4名の増員があり、12月からは事務局の人員も増やし、2部会として体制を強化したが、現在、全国で毎週約1,500件の申立てがあり、現在も増加傾向にある。

このような中、今回、3名の委員が新たに発令になり、3部会体制に移行することとなった。今後は、更に効率的に審議が行われ、速やかに結論が出せるよう、事務局においても会議資料の作成等に万全を期したい。
 - （2）立岩委員長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

昨年の7月に当委員会が発足し、早いもので半年が経過した。この間、県内の社会保険事務所が受け付けた当委員会への申立件数は、600件を超えている。

そうした中、委員の増員を行い、昨年の12月に体制を2部会とし、そして、今回、新たに3部会としてスタートすることとなった。当委員会の使命は、保険料をまじめに納付してきた方々の目線に立って、公平・公正な判断を行うことによって年金に対する国民の信頼を取り戻すことにある。

当委員会の判断が、事実上の最終判断になるので、引き続き、国民の立場に立ち、迅速・適正な処理に努めてまいりたい。
 - （3）部会の設置について、事務局から説明され、了承された。
 - （4）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る

確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。

(5) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(6) 次回からは、3部会に分かれて審議が行われ、第一部会が1月31日(木)14:00から、第二部会が1月30日(水)14:00から、第三部会が1月29日(火)14:00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月29日（火） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、木脇委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、平山総務管理官、山瀬第二部次長、
佐々木事務室長、青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
 - （1）部会長挨拶
 - （2）部会長代理の指名
 - （3）年金記録確認申立書受付件数について
 - （4）申立案件の審議
 - （5）その他
5. 会議経過
 - （1）島方部会長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。
先般の委員会で、委員長から当委員会の第三部会長の指名を受けた。一生懸命に取り組みたいので、よろしく願います。
 - （2）部会長により、三浦委員が第三部会の部会長代理に指名された。
 - （3）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （4）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （5）次回は、2月5日（火）14：00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第7回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月30日（水） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、平山総務管理官、山瀬第二部次長、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、2月6日（水）14：00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第7回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月31日（木） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤澤委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、平山総務管理官、山瀬第二部次長、
佐々木事務室長、西川事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、2件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、委員会が2月7日（木）14:00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕